

焼津市における空き家等の対策に関する協定書

焼津市（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、焼津市内における空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携、協力して、空き家等の所有者等に対し、きめ細かく対応できる体制を構築することにより、空き家等の利活用の促進を図り、もって管理不全な状態の空き家等の発生を予防することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 焼津市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化又は風水害等の自然災害により、倒壊し、若しくは建築資材等が飛散し、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定の者が容易に侵入でき、火災又は犯罪を誘発するおそれのある状態
 - ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫等の発生により、周辺的生活環境の保全に害を及ぼすおそれのある状態
- （3）所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）空き家等の不動産表示に関する登記及び境界確認等に関する相談を受けた場合の乙の相談窓口の紹介
- （2）空き家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- （3）乙が行う空き家等の対策に関する業務の広報
- （4）空き家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （1）不動産表示に関する登記、敷地の境界確認等に関する相談への対応
- （2）甲が主催又は共催する空き家等に関する相談会への会員の派遣
- （3）甲が作成したパンフレット等による所有者等への啓発
- （4）空き家等及び所有者等に関する情報の甲への情報提供の協力（本人の承諾を得た場合に限る。）

（情報の管理）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報については、善良な管理者の注意を持って管理し、前条に規定する事項の実施以外には使用しないものとする。

2 乙は、乙の会員に対して、前項の規定を遵守するよう徹底するものとする。

（会員への周知）

第5条 乙は、本協定について、乙の会員に周知し、その理解と協力を得られるよう努めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定は、締結時から効力を発生する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生時から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。


（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和元年7月22日

（甲）焼津市本町二丁目16番32号
焼津市長

中野弘道 

（乙）静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
静岡県土地家屋調査士会
会長

赤塚一通 